

法文	頁	見出し	出題年度⇒										計	率	
			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28			
			問題番号⇒										問	%	
法55条	56	第一種・第二種低層住居の高さ						2	4				1	3	6.0
法56条	56	建築物の各部分の高さ	1,2	3	1					5		1,2,5	2,4	10	20.0
法56条の2	58	日影の中高層の高さの制限	3,4,5	4,5	4,5	2~5	5	1,2,3	3	3,4	3,4	5	21	42.0	
令2条	140	面積、高さの算定方法					4							1	2.0
令130条の12	235	前面道路からの後退距離								1				1	2.0
令134条	236	前面道路の反対に公園、広場、水面		1				5						2	4.0
令135条の2	236	道路面と地盤面との高低差					3			2				2	4.0
令135条の3	237	隣地と各部分の高さの制限緩和		2	2					2				3	6.0
令135条の4	237	北側の前面道路又は隣地との高さ制限緩和			3		1			1				3	6.0
令135条の12	241	日影の中高層の高さの制限緩和								4	5		4	3	6.0
法別表4	127	日影による中高層の建築物の制限				1								1	2.0
合計														50	100.0

注1) 表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。

注2) 頁数は、平成29年版 建築関係法令集 法令編 発行: ㈱総合資格 の頁数である。